

令和 6 年 度

呉市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

呉 市 監 査 委 員

呉 監 第 2 3 8 号

令和 7 年 8 月 1 9 日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

小 田 晃士朗

令和 6 年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により，審査に付された令和 6 年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し，別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目 次

令和6年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の着眼点	1
第5	審査の実施内容	1
第6	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
ア	実質赤字比率	2
イ	連結実質赤字比率	2
ウ	実質公債費比率	2
エ	将来負担比率	4
(2)	審査意見	5
2	資金不足比率	6
(1)	資金不足比率の状況	6
(2)	審査意見	6

令和 6 年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率の審査

第 2 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率（以下「健全化判断比率」と総称する。）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の期間

令和 7 年 7 月 3 日から 8 月 7 日まで

第 4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し，かつ，正確であるかについて審査した。

第 5 審査の実施内容

審査に付された令和 6 年度（以下「当年度」という。）の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について，関係資料と照合検査を実施したほか，関係職員から説明を聴くなどの方法により，呉市監査基準に準拠して実施した。

第 6 審査の結果

第 1 から第 5 まで記載のとおり審査した限りにおいて，当年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は，重要な点において，いずれも法令に適合し，かつ，正確であると認めた。

なお，各比率の状況及び審査意見は次のとおりである。

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

第1表 健全化判断比率の状況

(単位 %)				
区 分	R 6 年 度	R 5 年 度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25
実 質 公 債 費 比 率	4.9	5.4	△ 0.5	25.0
将 来 負 担 比 率	32.0	34.9	△ 2.9	350.0

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示している。

2 各比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、市税、地方交付税等の一般財源を支出の主な財源としている一般会計等（一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計及び地域下水道事業特別会計をいう。以下同じ。）について、歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。以下同じ。）で除したものである。

当年度の一般会計等の実質収支額は、2,901,376千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に公営事業会計（15会計）を合わせた全会計（19会計）の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものである。

当年度の連結実質収支額は、6,745,780千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければ

ならない地方債の返済額から返済に充当した特定財源を控除した経費（以下「元利償還金」という。）及びこれに準じた経費（以下「準元利償還金」という。）を，標準財政規模を基本とした額で除したものの過去３か年の平均値である。

当年度の実質公債費比率は4.9％で，前年度に比べ0.5ポイント低下し，早期健全化基準（25.0％）を下回っている。

当年度の実質公債費比率の算定基礎は令和４年度から当年度までの数値であり，前年度の算定基礎は令和３年度から前年度までの数値であることから，重複していない当年度と令和３年度の数値を単年度で比較してみると，第２表のとおりである。

第２表 単年度数値の比較表

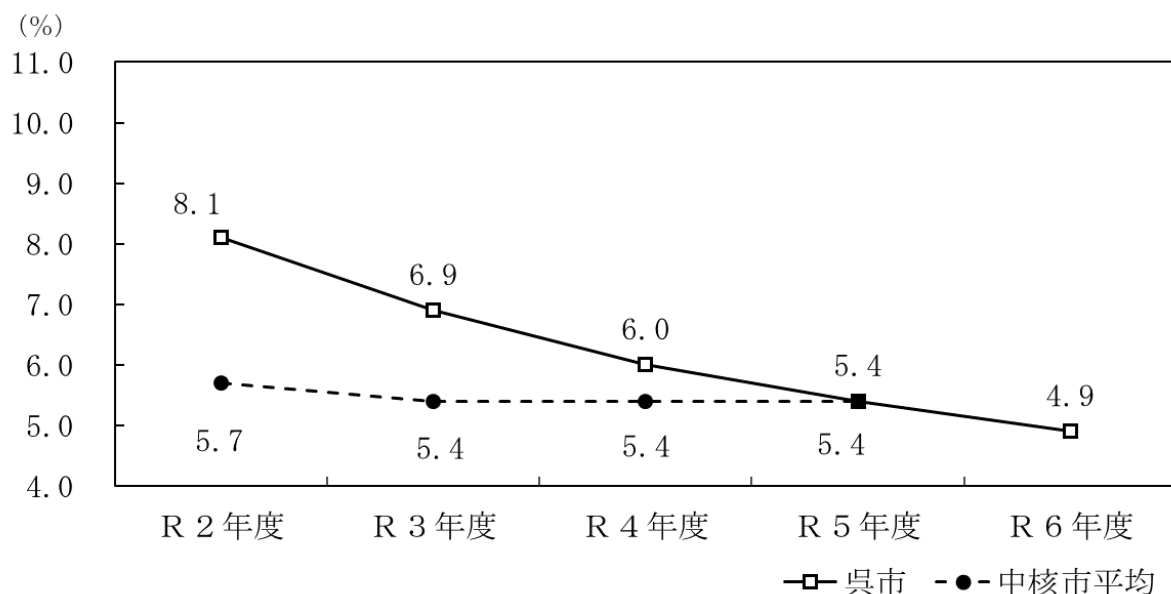
(単位 千円, %)				
区 分	R 6 年 度	R 3 年 度	増 減	増減率
元利償還金	9,490,351	10,448,746	△ 958,395	△ 9.2
準元利償還金	2,000,462	1,659,222	341,240	20.6
合 計 (A)	11,490,813	12,107,968	△ 617,155	△ 5.1
基準財政需要額に算入された公債費	7,462,058	7,507,327	△ 45,269	△ 0.6
基準財政需要額に算入された準公債費	1,687,131	1,618,933	68,198	4.2
合 計 (B)	9,149,189	9,126,260	22,929	0.3
標準財政規模 (C)	56,759,176	56,955,693	△ 196,517	△ 0.3
(A)－(B)	2,341,624	2,981,708	△ 640,084	△ 21.5
(C)－(B)	47,609,987	47,829,433	△ 219,446	△ 0.5
実質公債費比率(単年度数値) $\frac{(A)-(B)}{(C)-(B)}$	4.9	6.2	△ 1.3	－
実質公債費比率(３か年平均)	4.9	6.9	△ 2.0	－

当年度は，令和３年度に比べ，実質公債費比率の単年度数値が1.3ポイント低下している。

これは，臨時財政対策債発行可能額の減に伴う標準財政規模の減及び算入準公債費の増により，分母（(C)－(B)）で219,446千円（0.5％）減少したものの，元利償還金の減及び算入準公債費の増により，分子（(A)－(B)）で640,084千円（21.5％）減少したことによるものである。これにより，前述のとおり，実質公債費比率（３か年平均）も低下している。

本市及び中核市平均の実質公債費比率の最近5年間の推移は、第1図のとおりである。

第1図 実質公債費比率の推移



エ 将来負担比率

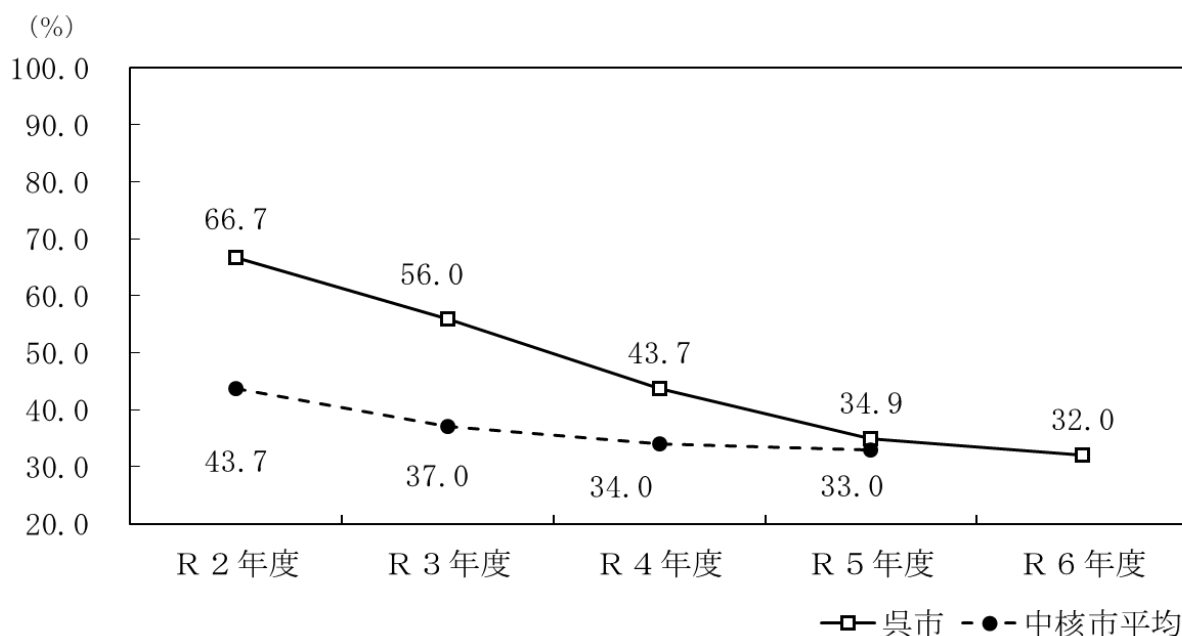
将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担すべき負債に当たる額（将来負担額）を把握し、その額から負債の償還に充てることができる基金等の額を控除した額（以下「実質的な将来負担額」という。）を標準財政規模を基本とした額で除したものである。

当年度の将来負担比率は32.0%で、前年度に比べ2.9ポイント低下し、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

これは、主として、一般会計等に係る地方債の現在高で2,238,846千円（2.1%）、公営企業債等繰入見込額で1,111,696千円（5.6%）、それぞれ減少したことにより、実質的な将来負担額が、前年度に比べ1,134,584千円（6.9%）減少したことによるものである。

本市及び中核市平均の将来負担比率の最近5年間の推移は、第2図のとおりである。

第2図 将来負担比率の推移



(2) 審査意見

本市においては、財政運営における目指すべき目標の一つとして、将来負担比率の段階的な低減を図り、中核市の平均値程度に近づけることを掲げている。

健全化判断比率について前年度の数値を中核市平均と比較してみると、実質公債費比率は同率、将来負担比率は1.9ポイントと若干上回っているものの、中核市平均に近づきつつあり、これまでの目標達成に向けた取組等の成果が着実に現れていることは評価できる。

引き続き、健全な財政運営の確保に向けた取組等を進めていただきたい。

2 資金不足比率

(1) 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第3表 資金不足比率の状況

区 分			R 6 年 度	R 5 年 度	経営健全 化 基 準
法 適 用 企 業	病 院 事 業 会 計		—	—	%
	水 道 事 業 会 計		—	—	
	工 業 用 水 道 事 業 会 計		—	—	
	下 水 道 事 業 会 計		—	—	
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	集 落 排 水 事 業 特 別 会 計		—	20.0
		地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	
		野 呂 高 原 ロ ッ ジ 事 業 特 別 会 計	—	—	
		港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	
	宅地造成 事業	内 陸 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	—	
		臨 海 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	—	

(注) 1 資金不足額がない場合は、「—」で表示している。
2 経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。
3 集落排水事業特別会計は、令和6年4月1日に集落排水事業と下水道事業との会計統合を行い、集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用したことにより、廃止されている。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を表したものである。

対象となる公営企業9会計において、資金不足額は発生していない。

また、当年度の資金剰余額は、法適用企業では病院事業会計が219,622千円、水道事業会計が1,958,972千円、工業用水道事業会計が738,924千円、下水道事業会計が612,767千円となっており、法非適用企業では地方卸売市場事業特別会計が6,242千円、港湾整備事業特別会計が695千円となっている。

(2) 審査意見

資金不足額は発生していないものの、下水道事業会計をはじめ、多くの会計で一般会計からの繰入金があり、当該繰入れにより収支均衡を図っている会計もある。

については、当該繰入金の減少を図るなど、一層、健全な財政運営の確保に努められたい。